

令和4年 秋の交通安全市民運動 実施要綱

令和4年9月21日(水)～9月30日(金)



令和3年度 交通安全ポスターの部 市議会議長賞受賞作品

【お知らせ】 市内一斉交通安全 街頭活動について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「市内一斉交通安全街頭活動」の日は定めません。
- 街頭活動を実施される場合は、日程等を各団体で設定していただき、無理の無い範囲で御協力をお願いします。
- 人と人との間隔を広く空けて立つ、活動場所や時間を分散する、マスクを着用する等、新型コロナウイルス感染対策への工夫をお願いします。

スローガン

「 ストップ・ザ 交通事故 ～高めようモラル 守ろうルール～」
「 交通事故ゼロの豊田市を目指して 」

目的

秋は、日没時刻が日増しに早くなる中、運転者から歩行者や自転車の動きが見えづらくなる夕暮れ時と仕事や学校からの帰宅時間帯とが重なるため、交通事故の増加が心配されます。また、歩行者・自転車利用者の事故の中には、歩行者・自転車利用者側の法令違反が原因となるケースがあり、交通ルール遵守の徹底が課題となっています。

そこで、運動重点に沿った秋の交通安全運動を実施することで、交通事故の防止を図ります。

豊田市交通安全市民会議

運 動 重 点	取 組 内 容
子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保	①歩行者の交通ルール遵守の徹底 ・歩行者は、運転者から目立つよう手を挙げて横断する「ハンド・アップ運動」を実践します。また、「とまってくれてありがとう運動」も実施します。 ②歩行者の安全確保 ・通学路を始め、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を実施します。
夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶	①夕暮れ時と夜間の交通事故防止 ・運転者や自転車利用者は、夕暮れ時に早めに前照灯を点灯する「ライト・オン運動」を実践します。 ②運転者の歩行者等への保護意識の向上 ・横断歩道手前では、いつでも停止できるよう減速し、横断しようとする歩行者がいる場合には、必ず一時停止をする等、歩行者優先を徹底します。 ③飲酒運転等の根絶 ・飲食店等においては、運転者への酒類提供禁止を徹底するほか、飲酒せず運転する人を事前に決めておく「ハンドルキーパー運動」を実施します。 ④妨害運転の防止 ・運転者はゆずり合いの気持ちを持って、妨害運転（いわゆるあおり運転）は絶対にしません。 ⑤二輪車運転者等に対する広報啓発 ・二輪車の特性や信号無視、速度超過の危険性の周知についての広報啓発を推進します。 ⑥高齢運転者の交通事故防止 ・高齢運転者は、加齢等に伴う身体機能の変化を認識し、長時間の運転や体調不良時の運転は控えます。 ⑦後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 ・後部座席を含めた全ての座席で、シートベルトとチャイルドシートを着用します。
自転車の交通ルール遵守の徹底	①自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底 ・「自転車安全利用五則」を遵守します。 ②自転車利用者の安全確保 ・幼児、児童の乗車中のヘルメット着用はもちろんのこと、中学・高校生、高齢者を始め全ての自転車利用者がヘルメットを着用します。

ライト・オン運動を実施しましょう！
 ～夕暮れ時の前照灯早め点灯運動～

秋の夕暮れ時は、急に暗くなります。人や車等の動きが見えにくくなるため、**運転者や自転車利用者は早めのライト点灯を心がけましょう！**

また、雨天や曇天時等視界が悪い時は、昼間でもライトを点灯し、夜間はハイビームを上手に活用して安全に走行しましょう。

点灯時刻の目安	
9月	17:00
10月	16:30
11月	16:00



**歩行者や自転車利用者は
反射材を着用しよう！**



日没時間が日ごとに早くなる秋の夕暮れ時は、学校や職場からの帰宅時間と重なり、交通事故が多発する傾向があります。

夜間に明るい服装と反射材を身に付けた場合、暗い服装だけの場合と比べて、**約2倍**の距離にいる車から認識することができます。

夜間の外出時は、明るい服装と反射材を着用し、交通事故から身を守りましょう！

豊田市交通安全市民会議事務局

〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所交通安全防犯課内

TEL：34-6633 FAX：32-3794 Eメール：signal@city.toyota.aichi.jp

ホームページ：https://signal.toyota.aichi.jp/